青森市指定障害福祉サービス事業者　自主点検表・指導調書

【指定就労移行支援・指定就労継続支援Ａ型・指定就労継続支援Ｂ型・指定就労定着支援】

|  |  |
| --- | --- |
|  | （自主点検表作成日：　令和　　　　年　　　　月　　　　日　） |
| 事業者名（法人等） |  |
| 事業所名 |  |
| 指定サービス種類 | 就労移行支援　／　就労継続支援Ａ型　／　就労継続支援Ｂ型　／　就労定着支援　※該当箇所に ”○“  |
| 記入者・担当者 | （ 職名 ） | （ 氏名 ） |
| E-mailアドレス |  |
| 連絡先電話番号 |  |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　　　　年　　　　月　　　　日　 |

■記載上の注意

・【４事業共通】は全事業所、【指定○○○○】については該当するサービスの指定を受けている事業所が対象となります。

・【４事業共通】の項目中の「指定サービス」は、必要に応じて各事業所の該当サービス（指定就労移行支援等）に読み替えてください。

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・また、特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

■用語の略称

・条例：青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第75号）

・サービス条例：青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第77号）

・法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

・法施行規則：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平18厚告第523号：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

・平18厚告第544号：指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）

・平18厚告第543号：厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

・平21厚告第176号：厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）

・令3厚告第88号：厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）

青森市　R5.7.5改定

第１　基本方針

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基本方針 | 【４事業共通】（１）利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 | ・条例第4条第2項 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | ・条例第4条第3項 | □適□不適 |
| 【指定就労移行支援】（３）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、二年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とする場合にあっては、三年間又は五年間）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、事業者はその提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第164条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（４）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、専ら当該利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、事業者はその提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第174条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（５）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、事業者はその提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第187条 | □適□不適□該当なし |
| １　基本方針 | 【指定就労定着支援】（６）事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活介護、生活訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下、「生活介護等」）を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、三年間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものとなっているか。また、事業者はその提供するサービスの質の評価を自ら行い、常に業務の質の改善を図っているか。 | ・条例第195条の2 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（７）事業者及び従業者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないか。 | ・条例第5条 | □適□不適 |

第２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　職業指導員及び生活支援員 | 【指定就労移行支援】（１）事業所ごとにそれぞれ1名以上配置し、うち1名以上を常勤としているか。また、総数が利用者の数を6で除した数以上となっているか。※利用者の数：前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）、以下同じ。※認定指定就労移行支援事業所（あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設）においては、総数が利用者の数を10で除した数以上。 | ・条例第165条第1項第2号、第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型・指定就労継続支援Ｂ型】（２）事業所ごとにそれぞれ1名以上配置し、うち1名以上を常勤としているか。また、総数が利用者の数を10で除した数以上となっているか。 | ・条例第175条第1項第2号、第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| ２　就労支援員 | 【指定就労移行支援】（１）事業所ごとに常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上を配置しているか。※認定指定就労移行支援事業所においては、配置の必要なし。 | ・条例第165条第1項第3号 | □適□不適□該当なし |
| ３　就労定着支援員 | 【指定就労定着支援】（１）事業所ごとに常勤換算方法により、利用者の数を40で除した数以上を配置しているか。 | ・条例第195条の3 | □適□不適□該当なし |
| ４　サービス管理責任者 | 【４事業共通】（１）事業所ごと（多機能型の場合は、当該事業所を一の事業所であるとみなす）に、次の①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じた数以上を配置し、うち1名以上を常勤としているか。①利用者の数が60以下：1人②利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数※常勤のサービス管理責任者を配置している事業所においては、第４の18（２）～（４）の業務をサービス管理責任者基礎研修修了者に行わせることができ、配置数に当該サービス管理責任者基礎研修修了者を含むことができる。 | ・条例第165条第1項第4号、第175条第1項第3号（準用）、条例第195条の3 | □適□不適 |
| ４　サービス管理責任者 | 【４事業共通】（２）サービス管理責任者は、次の①～②の資格要件の全てを満たしているか。①次の1)から3)のいずれかの実務経験を積んでいる者（実務経験者）。1)ア及びイ－１の期間が通算して5年以上である者2)イ－２の期間が通算して8年以上である者3)ア及びイの業務に3年以上かつ下記の国家資格による業務に3年以上従事する者ア　下記の相談支援の業務に従事した期間ⅰ　施設等において相談支援業務に従事する者ⅱ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者ⅳ　次のいずれかに該当する者で、医療機関等において相談支援に従事する者・社会福祉主事任用資格を有する者　・相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者・下記の国家資格を有する者　・ⅰ～ⅲに従事した期間が1年以上である者ⅳ　これらに準ずる者イー１　社会福祉主事任用資格者等が次の直接支援業務の業務に従事した期間イ－２　社会福祉主事任用資格者等でない者が次の直接支援業務に従事した期間ⅰ　施設及び医療機関等において介護業務に従事する者ⅱ　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者ⅲ　特別支援学校における職業教育の業務に従事する者ⅳ　これらに準ずる者②サービス管理責任者更新研修修了者（サービス管理責任者実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、サービス管理責任者更新研修修了者とみなす）。※国家資格：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士※社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員※旧サービス管理責任者研修修了者については、令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者とみなす。※①の実務経験者が令和4年3月31日までにサービス管理責任者基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間は、サービス管理責任者とみなす。※やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた事業所等においては、当該事由の発生した日から1年間は①の実務経験者が②の要件を満たしているものとみなす。 | ・平18厚告第544号 | □適□不適 |
| ５　従業員の専従 | 【４事業共通】（１）１～４の従業員は、専ら当該事業所の職務に従事している者か。※利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | ・条例第165条第3項、第175号第3項（準用）、条例第195条の3 | □適□不適 |
| ６　管理者 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに、専らその業務に従事する常勤の管理者を1人置いているか。※原則として専従であること。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、以下の職務を兼務できる。①当該事業所のサービス管理責任者又は従業者②他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者（特に当該事業所の管理業務に支障がない場合） | ・条例第165条第1項第1号、第175号第1項第1号、条例第195条の3、第53条（準用） | □適□不適 |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）管理者は、以下の資格要件のいずれかを満たしているか。①社会福祉主事資格要件に該当する者②社会福祉事業に2年以上従事した経験のある者③企業を経営した経験を有する者（指定就労継続支援Ａ型・指定就労継続支援Ｂ型のみ）④これらと同等以上の能力を有すると認められる者 | ・サービス条例第38条、第71条第5項（準用） | □適□不適□該当なし |
| ７　従たる事業所を設置する場合の特例 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専従となっているか。※認定指定就労移行支援事業所については、適用しない。 | ・条例第82条（準用） | □適□不適□該当なし |

第３　設備に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。また、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。※専用が原則だが、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。また、多機能型においてはサービスの提供に支障をきたさないよう配慮しつつ、一体的に行う他の多機能型事業所の設備を兼用できる。※認定指定就労移行支援事業所においては、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備。※指定就労継続支援Ａ型及び指定就労継続支援Ｂ型のサービスの提供に当たって支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができる。 | ・条例第84条第1項、第4項（準用）、第167条、第177条第1項、第3項、第5項（準用）、第204条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。また、訓練又は作業に必要な機械器具を備えているか（複数種類の活動を行う場合には、それぞれの活動ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要がある）。 | ・条例第84条第2項第1号、第177条第2項第1号（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（３）相談室は、室内における談話の漏洩を防ぐための間仕切り等が設けられているか。※利用者の支援に支障がない限りは、多目的室として兼用することができる。 | ・条例第84条第2項第2号、第3項、第177条第2項第2号（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（４）洗面所・便所は、利用者の特性に応じたものとなっているか。 | ・条例第84条第2項第3号、第4号、第177条第2項第3号、第4号（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（５）事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。①事務室②受付のスペースの確保③その他サービス提供に必要な設備及び備品等 | ・条例第195条の5 | □適□不適□該当なし |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　実施主体 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、専ら社会福祉事業を行う者であるか。また、特例子会社以外の者であるか。 | ・条例第178条 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（２）過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であるか（事業所指定時及び更新時において）。 | ・条例第195条の7 | □適□不適□該当なし |
| ２　内容及び手続の説明及び同意 | 【４事業共通】（１）利用申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をパンフレット等で説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ているか。（同意は、利用者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） | ・条例第11条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）利用契約をしたときは、障害の特性に配慮しつつ、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。社会福祉法第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項四　その他厚生労働省令で定める事項２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・条例第11条第2項（準用） | □適□不適 |
| ３　契約支給量の報告等 | 【４事業共通】（１）サービス提供及び変更に当たり、受給者証記載事項（事業者名、事業所名、サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者証に記載しているか。 | ・条例第12条第1項、第4項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）契約支給量の総量は、支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 | ・条例第12条第2項、第4項（準用） | □適□不適 |
| ３　契約支給量の報告等 | 【４事業共通】（３）利用契約をしたとき、及び受給者証記載事項に変更があったときは、受給者証記載事項等を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | ・条例第12条第3項、第4項（準用） | □適□不適 |
| ４　提供拒否の禁止 | 【４事業共通】（１）正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。※正当な理由①当該事業所の現員からは利用申し込みに対応しきれない場合②申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合③主たる対象とする障害の種類に該当せず、適切なサービスを提供することが困難である場合④入院治療が必要な場合 | ・条例第13条（準用） | □適□不適 |
| ５　連絡調整に対する協力 | 【４事業共通】（１）サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は相談支援事業者にできる限り協力しているか。 | ・条例第14条（準用） | □適□不適 |
| ６　サービス提供困難時の対応 | 【４事業共通】（１）通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に対し、他の事業者を紹介する等の必要な措置を講じているか。 | ・条例第15条（準用） | □適□不適 |
| ７　受給資格の確認 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめているか。 | ・条例第16条（準用） | □適□不適 |
| ８　訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | 【４事業共通】（１）支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに訓練等給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）支給期間の終了に伴う訓練等給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・条例第17条第2項（準用） | □適□不適 |
| ９　心身の状況等の把握 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・条例第18条（準用） | □適□不適 |
| 10　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 【４事業共通】（１）サービスの提供に当たり、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第19条第2項（準用） | □適□不適 |
| 11　身分を証する書類の携帯 | 【指定就労定着支援】（１）従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。※身分証には指定事業所の名称及び従業者の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ・条例第20条（準用） | □適□不適 |
| 12　サービスの提供の記録 | 【４事業共通】（１）サービスを提供した際に、提供日、サービスの具体的な内容その他必要な事項（提供時間数、利用者負担額等の伝達事項）をその都度記録しているか。 | ・条例第21条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービス提供の記録に際し利用者からサービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・条例第21条第2項（準用） | □適□不適 |
| 13　支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | 【４事業共通】（１）利用者負担額以外に支給決定障害者に対して金銭の支払いを求める場合、使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。（あいまいな名目による徴収や各利用者から一律に徴収することは認められない。） | ・条例第22条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、支給決定障害者に対し説明を行い、同意を得ているか。※14の（１）から（３）はこの限りではない。 | ・条例第22条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額等の受領 | 【４事業共通】（１）法定代理受領による場合、支給決定障害者から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | ・条例第148条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 14　利用者負担額等の受領 | 【４事業共通】（２）法定代理受領を行わないサービスを提供した際に、厚生労働大臣が定める基準額を受領しているか。 | ・条例第148条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）（１）及び（２）のほか、サービスを提供する場合に、支給決定障害者から受領できる次の費用について、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。①食事の提供に要する費用②日用品費③上記のほか、サービス提供に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの | ・条例第148条第3項、第4項、第6項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（４）（１）から（３）の費用を受領した場合に、支給決定障害者に対し領収書を交付しているか。 | ・条例第148条第5項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 15　利用者負担額に係る管理 | 【４事業共通】（１）他事業所の利用者負担額も含め、利用者負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、障害福祉サービス費及び利用者負担合計額の算定は適正か。 | ・条例第24条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）上限額管理を行う事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第24条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 16　訓練等給付費の額に係る通知等 | 【４事業共通】（１）法定代理受領により市町村から訓練等給付費を支給された場合、支給決定障害者に対しその額を通知しているか。 | ・条例第25条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に訓練等給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しているか。 | ・条例第25条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 17　取扱方針 | 【４事業共通】（１）サービス提供にあたっては、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | ・条例第60条第1項（準用） | □適□不適 |
| 17　取扱方針 | 【４事業共通】（２）サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項（個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等）について、理解しやすいように説明しているか。 | ・条例第60条第2項（準用） | □適□不適 |
| 18　個別支援計画の作成 | 【４事業共通】（１）事業者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | ・条例第61条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | ・条例第61条第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。また、面接を行う際には、利用者に対して面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ているか。 | ・条例第61条第3項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、下記の事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。①利用者及びその家族の生活に対する意向②総合的な支援の方針③生活全般の質を向上させるための課題④サービスの目標及びその達成時期⑤サービスを提供する上での留意事項等⑥事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携 等 | ・条例第61条第4項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（５）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について担当者等に意見を求めるための会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を開催しているか。 | ・条例第61条第5項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（６）サービス管理責任者は、個別支援計画の原案について、利用者又はその家族に対し内容を説明した上で文書により同意を得ているか。また、個別支援計画を作成した際は、計画を交付しているか。 | ・条例第61条第6項、第7項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（７）サービス管理責任者は、計画作成後においても、計画の実施状況を把握し（モニタリング）、少なくとも指定就労移行支援においては3月、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型及び就労定着支援においては6月に1回以上計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っているか。また、計画の変更のあった場合、（２）から（６）に準じて取り扱っているか。 | ・条例第61条第8項、第10項（準用） | □適□不適 |
| 18　個別支援計画の作成 | 【４事業共通】（８）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行い、特別の事業がない限り、定期的に利用者に面接し、モニタリング結果を記録しているか。 | ・条例第61条第9項（準用） | □適□不適 |
| 19　サービス管理責任者の業務 | 【４事業共通】（１）サービス管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、下記の業務を行っているか。①利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。②（指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行う。（指定就労定着支援）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行う。③他の従業者に対して、サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行う。 | ・条例第62条（準用）、条例第195条の6  | □適□不適 |
| 20　管理者の業務 | 【４事業共通】（１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、従業員に条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・条例第69条（準用） | □適□不適 |
| 21　相談及び援助 | 【４事業共通】（１）常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | ・条例第63条（準用） | □適□不適 |
| 22　訓練 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。また、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | ・条例第149条第1項、第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）常時一人以上の従業者を訓練に従事させているか。 | ・条例第149条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（３）利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | ・条例第149条第4項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 23　雇用契約の締結等 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）サービスの提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しているか。※通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援Ａ型を提供することができる（多機能型により指定就労継続支援Ｂ型の事業を一体的に行う者を除く）。 | ・条例第179条 | □適□不適□該当なし |
| 24　生産活動 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ｂ型】（１）生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。 | ・条例第87条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ｂ型】（２）生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。また、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | ・条例第87条第2項、第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ｂ型】（３）生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | ・条例第87条第4項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 25　就労 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めているか。 | ・条例第180条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（２）就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | ・条例第180条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（３）就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとなっているか。 | ・条例第180条第3項 | □適□不適□該当なし |
| 26　賃金及び工賃の支払等 | 【指定就労移行支援】（１）生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | ・条例第88条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（２）雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めているか。 | ・条例第181条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 26　賃金及び工賃の支払等 | 【指定就労継続支援Ａ型】（３）生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっているか。 | ・条例第181条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（４）雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。また、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。 | ・条例第181条第3項、第4項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（５）雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回っていないか。 | ・条例第181条第5項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（６）賃金及び工賃の支払いに要する額に、自立支援給付費を充てていないか。※ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。 | ・条例第181条第6項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（７）利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。 | ・条例第190条第1項、第3項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（８）利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回っていないか。 | ・条例第190条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（９）年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、報告しているか。 | ・条例第190条第4項 | □適□不適□該当なし |
| 27　通勤のための訓練の実施 | 【指定就労移行支援】（１）利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しているか。 | ・条例第168条の2 | □適□不適□該当なし |
| 28　実習の実施 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）利用者が個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。また、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携し、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | ・条例第169条、第182条 | □適□不適□該当なし |
| 29　求職活動の支援等の実施 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。また、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の（就労に関する）意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | ・条例第170条、第183条 | □適□不適□該当なし |
| 30　職場への定着のための支援等の実施 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。※指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型においては、努力義務。 | ・条例第171条第1項、第184条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。※指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型においては、努力義務。 | ・条例第171条第2項、第184条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（３）利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しているか。 | ・条例195条の9第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（４）利用者に対して（３）の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めているか。 | ・条例195条の9第2項 | □適□不適□該当なし |
| 31　就職状況の報告 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型】（１）毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を報告しているか。 | ・条例第172条 | □適□不適□該当なし |
| 32　サービス利用中に離職する者への支援 | 【指定就労定着支援】（１）指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であって、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 | ・条例195条の9 | □適□不適□該当なし |
| 33　利用者及び利用者以外の雇用 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）利用者及び従業者以外の者を事業に従事する作業員として雇用する場合に、次に掲げる利用定員の区分に応じ、次に定める数を超えて雇用していないか。①利用定員が10～20人　利用定員に50/100を乗じて得た数②利用定員が21～30人　10又は利用定員に40/100を乗じて得た数のいずれか多い数③利用定員が31人～　　12又は利用定員に30/100を乗じて得た数のいずれか多い数 | ・条例第185条 | □適□不適□該当なし |
| 34　食事 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | ・条例第89条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。また、食事の調理はあらかじめ作成された献立に従って行っているか。 | ・条例第89条第2項、第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（３）食事の提供を行う場合であって、当該事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | ・条例第89条第4項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 35　健康管理 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | ・条例第90条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 36　緊急時等の対応 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）サービスを提供しているときに利用者に病状の急変があった場合その他必要な場合に、速やかに医療機関へ連絡する等必要な措置を講じているか。また、緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、医療機関との常時の連絡体制を確保しているか。 | ・条例第30条第1項、第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）緊急時等の対応が適正かつ円滑に行われるよう、従業者に対し必要な周知、研修等を行っているか。 | ・条例第30条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 37　支給決定障害者に関する市町村への通知 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）支給決定障害者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①偽りその他の不正な行為によって訓練等給付費等又は特例訓練等給付費等を受け、又は受けようとしたとき。②正当な理由なしに指定就労移行支援等の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 | ・条例第91条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（２）支給決定障害者等が偽りその他の不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を支給決定市町村に通知しているか。 | ・条例第31条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 38　運営規程 | 【就労移行支援、就労継続支援Ｂ型】（１）指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④利用定員⑤指定就労移行支援（指定就労継続支援Ｂ型）の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑥通常の事業の実施地域⑦サービスの利用に当たっての留意事項⑧緊急時等における対応方法及び連絡体制⑨非常災害対策⑩事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑪虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑫その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。※出張所、従たる事業所を設ける場合も、それぞれの項目について位置づけが必要。 | ・条例第92条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 38　運営規程 | 【就労継続支援Ａ型】（２）指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④利用定員⑤指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑥指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間⑦通常の事業の実施地域⑧サービスの利用に当たっての留意事項⑨緊急時等における対応方法及び連絡体制⑩非常災害対策⑪事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑫虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑬その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等）※同一敷地内で複数のサービス事業の指定を受け一体的に実施する場合は、運営規程を一体的に作成することも差し支えない。※出張所、従たる事業所を設ける場合も、それぞれの項目について位置づけが必要。 | ・条例第185条の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（３）指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額⑤通常の事業の実施地域⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦虐待の防止のための措置に関する事項（責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備、研修の実施など）⑧その他運営に関する重要事項（事故発生時の対応等） | ・条例第195条の10 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（４）運営規程を従業者及び利用者に周知しているか。 | ・条例第92条（準用）、第185条の2、条例第195条の10 | □適□不適 |
| 39　厚生労働大臣が定める事項の評価等 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）指定事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援Ａ型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。※厚生労働大臣が定める事項及び評価方法…令3厚告第88号参照 | ・条例第185条の3・令3厚告第88号 | □適□不適 |
| 40　勤務体制の確保等 | 【４事業共通】（１）利用者に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | ・条例第71条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。※調理業務、洗濯等の利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については第三者への委託等も可能。 | ・条例第71条第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）従業者の資質向上のため、当該事業所以外の者が実施する研修や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。 | ・条例第71条第3項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であった業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・条例第71条第4項（準用） | □適□不適 |
| 41　業務継続計画の策定等 | 【４事業共通】（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第35条の2第3項（準用） | □適□不適 |
| 42　定員の遵守 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | ・条例第72条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 43　非常災害対策 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者及び利用者に周知しているか。※非常災害に関する具体的な計画：消防法施行規則に規定する消防計画（準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（消防計画のみを指すものではないことに注意すること）※詳細は、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日障障発0909第1号）を参照。 | ・条例第73条第1条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | ・条例第73条第2条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（３）（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | ・条例第73条第3条（準用） | □適□不適 |
| 44　衛生管理等 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行なっているか。 | ・条例第93条第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（２）従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行っているか。 | ・条例第36条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（３）事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | ・条例第36条第2項 | □適□不適□該当なし |
| 44　衛生管理等 | 【４事業共通】（４）事業所において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。①感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備③従業者に対する感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第36条第3項、第93条第2項（準用） | □適□不適 |
| 45　協力医療機関 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）あらかじめ協力医療機関を定めているか。※指定事業所から近距離にあることが望ましい。 | ・条例第94条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 46　掲示 | 【４事業共通】（１）事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、45の協力医療機関（指定就労定着支援除く）その他利用者申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | ・条例第37条、第95条（準用） | □適□不適 |
| 47　秘密保持等 | 【４事業共通】（１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・条例第38条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・条例第38条第2項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）他の事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・条例第38条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 48　情報の提供等 | 【４事業共通】（１）利用希望者が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供に努めているか。 | ・条例第39条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | ・条例第39条第2項（準用） | □適□不適 |
| 49　利益供与等の禁止 | 【４事業共通】（１）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・条例第40条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・条例第40条第2項（準用） | □適□不適 |
| 50　苦情解決 | 【４事業共通】（１）利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決体制の整備、運営規程への記載等）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。 | ・条例第41条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 | ・条例第41条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）提供したサービスに関し、法第10条第1項、法第11条第2項及び第48条第1項の規定による報告、文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じているか。また、利用者又はその家族からの苦情に関して厚生労働大臣、都道府県知事及び市町村等が行う調査に協力し、指導等があった場合は、必要な改善を行っているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条　市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。第11条　（略）２　厚生労働大臣又は都道府県知事は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、報告若しくは当該自立支援給付対象サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。第48条　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・条例第41条第3項、第4項、第5項（準用） | □適□不適 |
| 50　苦情解決 | 【４事業共通】（４）市長等から求めがあった場合に、（３）の改善内容を報告しているか。 | ・条例第41条第6項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。※社会福祉法第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・条例第41条第7項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 51　事故発生時の対応 | 【４事業共通】（１）利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、市、支給決定市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて置くことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・条例第42条第1項（準用） | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・条例第42条第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（３）利用者へのサービス提供に際し賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・条例第42条第3項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 52　会計の区分 | 【４事業共通】（１）事業所ごとに経理を区分するとともに、各事業ごとに会計を区分しているか。※多機能型事業所においても、事業ごとの区分が必要となる。 | ・条例第43条（準用） | □適□不適 |
| 53　身体拘束等の禁止 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。※身体拘束等に関する取り扱いについては、厚生労働省HPに掲載している『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応手引き』を参照。 | ・条例第37条の2第1項（準用） | □適□不適□該当なし |
|  【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。※本項目に規定されている事項が記録されていない場合、第6の11の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第2項（準用） | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②身体拘束等の適正化のための指針の整備③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第6の12の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第37条の2第3項（準用） | □適□不適 |
| 54　虐待の防止 | 【４事業共通】（１）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 | ・条例第42条の2（準用） | □適□不適 |
| 55　地域との連携等 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・条例第77条（準用） | □適□不適□該当なし |
| 56　記録の整備 | 【４事業共通】（１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、少なくとも次の記録についてサービスを提供した日から５年間保存しているか。①12（１）のサービス提供記録②個別支援計画③37の利用者（支給決定障害者）に関する市町村への通知に係る記録④53（２）の身体拘束等に関する記録（指定就労定着支援除く）⑤50（２）の苦情の内容等の記録⑥51（２）の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | ・条例第78条（準用）、第195条の11 | □適□不適 |
| 57　電磁的記録等 | 【４事業共通】（１）電磁的記録による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・条例第69条第1項 | □適□不適□該当なし |
| 【４事業共通】（２）電磁的記録による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には、当該利用者の障害の特性に配慮をしつつ、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・条例第69条第2項 | □適□不適□該当なし |

第５　変更の届出等

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　変更の申請 | 【指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）事業所の定員を増加しようとするとき、事前に市長に申請しているか。 | ・法第37条第1項・法施行規則第34条の22 | □適□不適□該当なし |
| ２　変更の届出 | 【４事業共通】（１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。①事業所の名称及び所在地②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名③（就労継続支援Ａ型）申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）（就労継続支援Ａ型以外）申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）④事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要⑤事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴⑥運営規程⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（指定就労定着支援除く）（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）⑧連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援のみ）⑨当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項 | ・法第46条第1項・法施行規則第34条の23 | □適□不適□該当なし |

第６　介護給付費等の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　介護給付費等基本的事項 | 【４事業共通】（１）「介護給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平18厚告第523号 | □適□不適 |
| 【４事業共通】（３）利用者が当該サービス以外の障害福祉サービスを受けている間に、訓練等給付費を算定していないか。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注7・平18厚告第523号別表第13の1の注6・平18厚告第523号別表第14の1の注7・平18厚告第523号別表第14の2の注7 | □適□不適 |
| ２　就労移行支援サービス費 | 【指定就労移行支援】（１）就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスにかかる支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスにかかる支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る）に対して指定サービスを行った場合に所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援】（２）就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、指定事業所（指定障害者支援施設を含む）において、指定サービスを行った場合に、指定サービスのあった日の属する年度の利用定員及び市に届け出た定着率（当該年度の前年度又は前々年度において、当該指定事業所における指定サービスを受けた後就労（就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達したものの数を当該前年度及び前々年度の当該指定事業所の利用定員で除して得た割合をいう。）に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。※定着率は、指定を受けてから2年間は30％以上40％未満である場合とみなす。ただし、1年以上2年未満の間は、前年度実績とすることができる。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注3、4の2 | □適□不適□該当なし |
| ２　就労移行支援サービス費 | 【指定就労移行支援】（３）就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスにかかる支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスにかかる支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る）に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援】（４）就労移行支援サービス費(Ⅱ)については、指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用定員及び届け出た定着率（当該年度の前年度において、当該指定事業所における指定サービスを受けた後就労（就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達したものの数を当該前年度の当該指定事業所の利用定員で除して得た割合をいう。）に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。※定着率は、指定を受けてから3年間（修業年限が5年の事業所は5年間）は30％以上40％未満である場合とみなす。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注4、4の3 | □適□不適□該当なし |
| ３　就労継続支援Ａ型サービス費 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満のもの若しくは65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスにかかる支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスにかかる支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていたものに限る）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して指定サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第13の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（２）就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)については、第２の１の職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除した数以上であるとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用定員及び届け出た評価点に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。※評価点…令3厚告第88号参照、なお指定を受けてから1年間は80点以上105点未満である場合とみなす。 | ・平18厚告第523号別表第13の1の注2、3の2・令3厚告第88号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（３）就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)については、（２）に規定する指定事業所以外の指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用定員及び届け出た評価点に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。※評価点…令3厚告第88号参照、なお指定を受けてから1年間は80点以上105点未満である場合とみなす。 | ・平18厚告第523号別表第13の1の注3、3の2・令3厚告第88号 | □適□不適□該当なし |
| ４　就労継続支援Ｂ型サービス費 | 【指定就労継続支援Ｂ型】（１）就労継続支援Ｂ型サービス費については、年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して指定サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の1の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（２）就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)については、工賃向上計画を作成し、かつ第２の１の職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除した数以上であるとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。※指定を受けてから1年間は、平均月額工賃が1万円未満の場合とみなす。ただし、6か月以上1年未満の間は、指定を受けてから6か月間の実績とすることができる。 | ・平18厚告第523号別表第14の1の注2、6の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（３）就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)については、工賃向上計画を作成しているとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。※指定を受けてから1年間は、平均月額工賃が1万円未満の場合とみなす。ただし、6か月以上1年未満の間は、指定を受けてから6か月間の実績とすることができる。 | ・平18厚告第523号別表第14の1の注3、6の2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（４）就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)については、第２の１の職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を7.5で除した数以上であるとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第14の1の注4 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（５）就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)については、（２）から（４）までに規定する以外の指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。※地方公共団体が設置する指定事業所の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。 | ・平18厚告第523号別表第14の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| ５　就労定着支援サービス費 | 【指定就労定着支援】（１）就労定着支援サービス費については、就労に向けた支援として指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等又は指定就労継続支援Ｂ型等若しくは基準該当就労継続支援Ｂ型（以下「生活介護等」）を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の2の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（２）就労定着支援サービス費については、指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用者数（前年度のの月平均）及び就労定着率（指定サービスのあった日の属する年度の前年度の末日において指定サービスを受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定サービス指定サービスを受けた者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定サービスを受けた利用者の総数で除して得た率をいう。）に応じ、1月につき所定単位数を算定しているか。※利用者数は、指定を受けてから6か月間は、過去3年間において当該事業所と一体的に運営される指定サービスを受け通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した者の総数に0.7乗じて得た数とし、6か月以上1年未満は前6か月実績とする。※就労定着率は、指定を受けてから1年間は、過去3年間において当該事業所と一体的に運営される指定サービスを受け通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している者の総数を就労した者の合計数で除して得られた率とする。 | ・平18厚告第523号別表第14の2の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（３）別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者の居宅若しく所在する利用者が雇用された通常の事業所において、当該利用者との対面により指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める地域…平21厚告第176号参照 | ・平18厚告第523号別表第14の2の注4・平18厚告第176号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（４）指定サービスを行った月に、利用者及び事業主等に対し、当該月における当該利用者に対する支援の内容を記載した報告書の提供を１回以上行わなかった場合に、就労定着支援サ－ビス費を算定していないか。 | ・平18厚告第523号別表第14の2の注5 | □適□不適□該当なし |
| ５　就労定着支援サービス費 | 【指定就労定着支援】（５）指定事業所に配置されている雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第３号）第118条の3第5項第1号に規定する訪問型職場適応援助者が当該事業者が行う指定事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同項に規定する障害者雇用安定助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費を算定していないか。※雇用保険法施行規則第118条の3第5項一　（略）訪問型職場適応援助者(職場適応援助者のうち、次に掲げるいずれかの研修を修了したもの（略）イ　障害者雇用促進法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき障害者雇用促進法第19条第1項第1号の障害者職業総合センター(次号イにおいて「障害者職業総合センター」という。)及び障害者雇用促進法第19条第1項第3号の地域障害者職業センター(次号イにおいて「地域障害者職業センター」という。)が行う訪問型職場適応援助者の養成のための研修ロ　訪問型職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修 | ・平18厚告第523号別表第14の2の注6 | □適□不適□該当なし |
| ６　定員超過利用減算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）指定事業所の利用者の数が次のイ又はロのいずれかに該当する場合、70/100を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。イ　過去3ヶ月間の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合①利用定員が11人以下　利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合②利用定員が12人以上　利用定員の数に125/100を乗じて得た数を超える場合ロ　1日の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合①利用定員が50人以下　利用定員の数に150/100を乗じて得た数を超える場合②利用定員が51人以上　利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に25/100を乗じて得た数に25を加えて得た数を超える場合 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注5・平18厚告第523号別表第13の1の注4・平18厚告第523号別表第14の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| ７　サービス提供職員欠如減算 | 【４事業共通】（１）第２の１～３により置くべき従業者の員数を満たしていない場合、70/100（3ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注5・平18厚告第523号別表第13の1の注4・平18厚告第523号別表第14の1の注5・平18厚告第523号別表第14の2の注3 | □適□不適□該当なし |
| ８　サービス管理責任者欠如減算 | 【４事業共通】（１）第２の４により置くべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合、70/100（5ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注5・平18厚告第523号別表第13の1の注4・平18厚告第523号別表第14の1の注5・平18厚告第523号別表第14の2の注3 | □適□不適□該当なし |
| ９　個別支援計画未作成減算 | 【４事業共通】（１）個別支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。①個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合　70/100②個別支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合　50/100 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注5・平18厚告第523号別表第13の1の注4・平18厚告第523号別表第14の1の注5・平18厚告第523号別表第14の2の注3 | □適□不適□該当なし |
| 10　標準利用期間超過減算 | 【指定就労移行支援】（１）利用者（利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が法施行規則第6条の8に掲げる期間（標準利用期間）に6月間を加えて得た期間を超えている場合、95/100を所定単位数（２～５）に乗じて得た数を算定しているか。※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の8　法第5条第13項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあっては、三年又は五年とする。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注5 | □適□不適□該当なし |
| 11　自己評価未公表減算 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）条例第185条の3に規定する基準に適合するものとして届け出ていない場合（スコア方式による評価内容が未公表の場合）、85/100を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。　※スコア方式による評価については、令3厚告第88号(スコア告示)及び「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について（令和3年3月30日付障発0330第5号）」を参照。 | ・平18厚告第523号別表第13の1の注4(3) | □適□不適□該当なし |
| 12　身体拘束廃止等未実施減算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）第4の53に規定する身体拘束の身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の1の注6・平18厚告第523号別表第13の1の注5・平18厚告第523号別表第14の1の注6 | □適□不適□該当なし |
| 13　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）視覚障害者等（視覚又は聴覚若しくは言語機語に重度の障害のある者）である指定サービスの利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定サービスの利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、各指定基準に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして届け出た事業所等において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の2の注・平18厚告第523号別表第13の2の注・平18厚告第523号別表第14の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 14　就労移行支援体制加算 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）就労移行支援体制加算(Ⅰ)については、就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定事業所において、指定サービスを受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達したもの（以下、13において「就労定着者」）が前年度において1人以上いるものとして届け出た指定事業所等において、指定サービスを行った場合に、1日につき当該指定サービスのあった日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第13の3の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ａ型】（２）就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援Ａ型サービス費(Ⅱ)が算定されている指定事業所において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき当該指定サービスのあった日の属する年度の利用定員及び評価点に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第13の3の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（３）就労移行支援体制加算(Ⅰ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅰ)が算定されている指定事業所において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき当該指定サービスのあった日の属する年度の利用定員及び平均工賃に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の3の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（４）就労移行支援体制加算(Ⅱ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅱ)が算定されている指定事業所において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき当該指定サービスのあった日の属する年度の利用定員及び平均工賃に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の3の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労継続支援Ｂ型】（５）就労移行支援体制加算(Ⅲ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)が算定されている指定事業所において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき当該指定サービスのあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の3の注3 | □適□不適□該当なし |
| 14　就労移行支援体制加算 | 【指定就労継続支援Ｂ型】（６）就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)が算定されている指定事業所において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき当該指定サービスのあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の3の注4 | □適□不適□該当なし |
| 15　就労移行連携加算 | 【指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）当該指定事業所における指定サービスを受けた後就労移行支援に係る支給決定を受けた利用者が1人以上いる指定就事業所において、当該指定サービスを行った日の属する年度において、当該利用者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、当該就労移行支援に係る指定就労移行支援事業者等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者が当該支給決定の申請を行うに当たり、当該申請に係る指定特定相談支援事業者に対して、当該指定サービスの利用状況その他の当該利用者に係る必要な情報を文書により提供した場合に、当該指定サービスの利用を終了した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。※当該利用者が、当該支給決定を受けた日の前日から起算して過去3年以内に就労移行支援に係る支給決定を受けていた場合は加算しない。 | ・平18厚告第523号別表第13の3の2の注・平18厚告第523号別表第14の3の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 16　定着支援連携促進加算 | 【指定就労定着支援】（１）指定事業所が、関係機関（地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所）との連携を図るため、関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ1年につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の2の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 17　初期加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）指定事業所において、指定サービスを行った場合に、指定サービスの利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の4の注・平18厚告第523号別表第13の4の注・平18厚告第523号別表第14の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労定着支援】（２）生活介護等と一体的に運営される指定事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、新規に個別支援計画を作成し、指定サービスを行った場合に、指定サービスの利用を開始した月について、1回に限り、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の2の3の注 | □適□不適□該当なし |
| 18　訪問支援特別加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）指定事業所において継続して指定サービスを利用する利用者について、連続した5日間、当該指定サービスの利用がなかった場合において、第２の規定により指定事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該事業所における指定サービスの利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、個別支援計画に位置付けられた内容の指定サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の5の注・平18厚告第523号別表第13の5の注・平18厚告第523号別表第14の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 19　就労定着実績体制加算 | 【指定就労定着支援】（１）過去6年間において指定サービスの利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の2の4の注 | □適□不適□該当なし |
| 20　職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 | 【指定就労定着支援】（１）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第20条の2の3第2項各号に掲げる研修を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、１月につき所定単位数を加算しているか。※障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第2項（略）一　法第20条第3号及び第22条第4号の規定に基づき法第19条第1項第1号の障害者職業総合センター及び法第19条第1項第3号の地域障害者職業センターが行う第1号職場適応援助者の養成のための研修二　第1号職場適応援助者による援助の実施に関し必要な知識及び技能を習得させるためのものとして厚生労働大臣が定める研修 | ・平18厚告第523号別表第14の2の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 21　利用者負担上限額管理加算 | 【４事業共通】（１）指定事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の6の注・平18厚告第523号別表第13の6の注・平18厚告第523号別表第14の6の注・平18厚告第523号別表第14の2の6の注 | □適□不適□該当なし |
| 22　食事提供体制加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）低所得者等であって個別支援計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、当該事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして届け出た指定事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の7の注・平18厚告第523号別表第13の7の注・平18厚告第523号別表第14の7の注 | □適□不適□該当なし |
| 23　精神障害者退院支援施設加算 | 【指定就労移行支援】（１））次のイ又はロのいずれかに該当しているものとして届け出た精神障害者退院支援施設である指定事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。イ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅰ）を算定する場合①利用定員・病床転換型　4人以下・病床転換型以外　原則として個室②居室の定員・病床転換型　20人以上60人以下・病床転換型以外　20人以上30人以下③利用者1人当たりの居室の床面積・病床転換型　6㎡以上・病床転換型以外　8㎡以上④居室のほか次に掲げる施設を有していること・浴室・洗面設備・便所・その他サービスの提供に必要な設備⑤日照、採光、換気塔利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること⑥夜間の時間帯を通じて、生活支援員が1人以上配置されていることロ　精神障害者退院支援施設加算（Ⅱ）を算定する場合①イの①～⑤に掲げる基準を満たしていること②夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が1人以上配置されていること | ・平18厚告第523号別表第12の8の注 | □適□不適□該当なし |
| 24　福祉専門職員配置等加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、第２の１及び２の職業指導員、生活支援員又は就労支援員（以下、24（１）～（３）において「職業指導員等」）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の9の注1・平18厚告第523号別表第13の8の注1・平18厚告第523号別表第14の8の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）を算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第12の9の注2・平18厚告第523号別表第13の8の注2・平18厚告第523号別表第14の8の注2 | □適□不適□該当なし |
| 24　福祉専門職員配置等加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①職業指導員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。②職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。※（１）又は（２）を算定している場合は、算定できない。※「3年以上従事」には、同一法人の経営する障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業等の職員として勤務した年数を含めることができる。 | ・平18厚告第523号別表第12の9の注3・平18厚告第523号別表第13の8の注3・平18厚告第523号別表第14の8の注3 | □適□不適□該当なし |
| 25　ピアサポート実施加算 | 【指定就労継続支援Ｂ型】（１）次の①から③までのいずれにも該当する指定事業所において、法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（障害者等）である従業者であって、ピアサポート研修（法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修のうち、障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が、利用者に対して、就労及び生産活動について当該障害者等である従業者の経験に基づき相談援助を行った場合に、当該相談援助を受けた利用者の数に応じ、１月につき所定単位数を加算しているか。①４（３）の就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)又は４（４）の就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定していること。②ピアサポート研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を指定事業所の従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。③②に掲げるところにより配置した者のいずれかにより、当該指定事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。 | ・平18厚告第523号別表第14の8の2の注 | □適□不適□該当なし |
| 26　欠席時対応加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）指定事業所において指定サービスを利用する利用者（当該指定障害者支援施設に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定サービスの利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合であって、利用予定日の2日前から当日に連絡があった場合において、従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。※急病等によりその利用を中止した前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能。※電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定サービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することが必要。 | ・平18厚告第523号別表第12の10の注・平18厚告第523号別表第13の9の注・平18厚告第523号別表第14の9の注 | □適□不適□該当なし |
| 27　医療連携体制加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の11の注1・平18厚告第523号別表第13の10の注1・平18厚告第523号別表第14の10の注1 | □適□不適□該当なし |
| 27　医療連携体制加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の11の注2・平18厚告第523号別表第13の10の注2・平18厚告第523号別表第14の10の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（３）医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の11の注3・平18厚告第523号別表第13の10の注3・平18厚告第523号別表第14の10の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（４）医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める者…平18厚告第556号第5の7号参照※（１）から（３）までのいずれかを算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第12の11の注4・平18厚告第523号別表第13の10の注4・平18厚告第523号別表第14の10の注4・平18厚告第556号第5の7号 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（５）医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の11の注5・平18厚告第523号別表第13の10の注5・平18厚告第523号別表第14の10の注5 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（６）医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）から（４）までのいずれかを算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第12の11の注6・平18厚告第523号別表第13の10の注6・平18厚告第523号別表第14の10の注6 | □適□不適□該当なし |
| 28　就労支援関係研修修了加算 | 【指定就労移行支援】（１）就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、下記①～③のいずれかの研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして届け出た指定事業者において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に掲げる地域障害者職業センターにおいて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第175条第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修②障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第2項各号に掲げる研修（18　職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の注参照）③イ及びロに掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修※当該事業所における就労定着者の割合が零である場合は算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第12の注12 | □適□不適□該当なし |
| 29　移行準備支援体制加算 | 【指定就労移行支援】（１）移行準備支援体制加算(Ⅰ)については、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして届け出た指定事業所において、算定対象となる利用者が利用定員の100分の50以下であり、次の①又は②のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。①職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における1回の施設外支援が1月を超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合②求職活動等にあっては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合※詳細は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号）を参照。 | ・平18厚告第523号別表第12の13の注1 | □適□不適□該当なし |
| 30　地域協働加算 | 【指定就労継続支援Ｂ型】（１）４（４）の就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅲ)又は４（５）の就労継続支援Ｂ型サービス費(Ⅳ)を算定している指定事業所において、利用者に対して、持続可能で活力ある地域づくりに資することを目的として、地域住民その他の関係者と協働して行う取組により指定サービス（当該指定サービスに係る生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、当該指定サービスに係る就労、生産活動その他の活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該サービスを受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の11の注 | □適□不適□該当なし |
| 31　重度者支援体制加算 | 【指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）重度者支援体制加算(Ⅰ)については、指定サービスを行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級（国民年金法に基づく障害基礎年金1級をいう。以下同じ。）を受給する利用者の数が当該年度における指定サービスの利用者の数の100分の50以上であるものとして届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第13の12の注1・平18厚告第523号別表第14の12の注1 | □適□不適□該当なし |
| 31　重度者支援体制加算 | 【指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）重度者支援体制加算（Ⅱ）については、指定サービスを行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金1級を受給する利用者の数が当該年度における指定サービスの利用者の数の100分の25以上であるものとして届け出た場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。※（１）を算定している場合は、算定できない。 | ・平18厚告第523号別表第13の12の注2・平18厚告第523号別表第14の12の注2 | □適□不適□該当なし |
| 32　賃金向上達成指導員配置加算 | 【指定就労継続支援Ａ型】（１）賃金向上達成指導員（「賃金向上計画」を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、かつ、利用者のキャリアアップを図るための措置を講じているものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第13の12の2の注・平18厚告第551号第6号のロ | □適□不適□該当なし |
| 33　目標工賃達成指導員配置加算 | 【指定就労継続支援Ｂ型】（１）目標工賃達成指導員（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成し、当該計画に掲げた工賃目標の達成に向けて積極的に取り組むための指導員）を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であるものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第14の13の注 | □適□不適□該当なし |
| 34　送迎加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）指定事業所が当該指定事業所において行われる指定サービスの利用につき利用者の送迎を行った場合であり、次のイ及びロのいずれかに該当する送迎を実施しているものとして届け出た指定事業所(国又は地方公共団体が設置する指定事業所(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定事業所との間の送迎を行った場合に、片道につきそれぞれの所定単位数を加算しているか。イ　送迎加算（Ⅰ）を算定する場合　①及び②のいずれにも該当①原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（利用定員20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の50/100以上）の利用者が利用している②原則として、当該月において、主3回以上の送迎を実施していることロ　送迎加算（Ⅱ）を算定する場合　（１）の①又は②のいずれかに該当 | ・平18厚告第523号別表第12の14の注1・平18厚告第523号別表第13の13の注1・平18厚告第523号別表第14の14の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）指定事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する建物との間で指定事業所利用者の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の14の注1・平18厚告第523号別表第13の13の注1・平18厚告第523号別表第14の14の注1 | □適□不適□該当なし |
| 35　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及び障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、指定障害者支援施設において指定サービスを利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。①体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 | ・平18厚告第523号別表第12の15の注1・平18厚告第523号別表第13の14の注1・平18厚告第523号別表第14の15の注1 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（２）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の15の注2・平18厚告第523号別表第13の14の注2・平18厚告第523号別表第14の15の注2 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（３）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の15の注3・平18厚告第523号別表第13の14の注3・平18厚告第523号別表第14の15の注3 | □適□不適□該当なし |
| 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（４）（２）又は（３）が算定されている指定障害者支援施設が、運営規程において当該指定障害者支援施設が地域生活拠点等であることを定めているとして届け出た場合に、更に1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の15の注4・平18厚告第523号別表第13の14の注4・平18厚告第523号別表第14の15の注4 | □適□不適□該当なし |
| 36　通勤訓練加算 | 【指定就労移行支援】（１）指定事業所において、当該指事業所以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の15の2 | □適□不適□該当なし |
| 37　在宅時生活支援サービス加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）指定事業所が、居宅において支援を受けることを希望する者であって、当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の15の3の注・平18厚告第523号別表第13の14の2の注・平18厚告第523号別表第14の16の注 | □適□不適□該当なし |
| 38　社会生活支援特別加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）次のイに該当しているものとして届け出た指定事業所が、次のロに該当する利用者に対して、特別な支援に対応した個別支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。イ　次の①～④のいずれにも該当している①第２の１、２又は３までに置くべき従業者に加え、ロに該当する利用者に対する生活支援員を配置することが可能であること。②社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格を有する者が配置されているとともに、ロに該当する利用者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること③従業者に対し、医療保護法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること④保護観察所、更生保護所、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整えられていること。ロ　次の①又は②のいずれかに該当する者①医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者②矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後3年を経過していない者 | ・平18厚告第523号別表第12の15の4の注・平18厚告第523号別表第13の14の3の注・平18厚告第523号別表第14の16の2注 | □適□不適□該当なし |
| 39　支援計画会議実施加算 | 【指定就労移行支援】（１）指定事業所が、就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって、関係者（公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者）により構成される会議を開催し、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。 | ・平18厚告第523号別表第12の15の5の注 | □適□不適□該当なし |
| 40　福祉・介護職員処遇改善加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 （指定就労移行支援）第33号、（指定就労継続支援Ａ型）第35号、（指定就労継続支援Ｂ型）第37号参照 | ・平18厚告第523号別表第12の16の注・平18厚告第523号別表第13の15の注・平18厚告第523号別表第14の17の注・平18厚告第543号第33号、第35号、第37号 | □適□不適□該当なし |
| 41　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号（指定就労移行支援）第34号、（指定就労継続支援Ａ型）第36号、（指定就労継続支援Ｂ型）第38号参照 | ・平18厚告第523号別表第12の18の注・平18厚告第523号別表第13の17の注・平18厚告第523号別表第14の19の注・平18厚告第543号第34号、第36号、第38号 | □適□不適□該当なし |
| 42　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 【指定就労移行支援、指定就労継続支援Ａ型、指定就労継続支援Ｂ型】（１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。※別に厚生労働大臣が定める基準…平18厚告第543号 （指定就労移行支援）第34号の2、（指定就労継続支援Ａ型）第36号の2、（指定就労継続支援Ｂ型）第38号の2参照 | ・平18厚告第523号別表第12の18の注・平18厚告第523号別表第13の17の注・平18厚告第523号別表第14の19の注・平18厚告第543号第34号の2、第36号の2、第38号の2 | □適□不適□該当なし |

第７　業務管理体制の整備

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の整備 | 【４事業共通】（１）業務管理体制を整備し、届出をしていますか。①指定事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出②指定事業所等が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出③指定事業所等が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 業務管理体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 |
|  |  | 業務執行状況の定期的な監査 |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 |
|  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 |

 | ・法第51条の2第2項・法施行規則第34条の27、28 | □適□不適 |